

市職員特殊健康診断見直し

川崎 税金投入を問題視

川崎市は24日、ごみ処理

施設の作業員や保育士など一部の市職員に対して行われている特殊健康診断の在り方を見直す方針を示した。これまで、労働安全衛生法では認められていない法定外の特健康診断まで税金を使って行われていたことが問題視されたため、職場環境や業務実態を

踏まえて見直しを進める。

この日行われた市議会本会議で三宅隆介市議（無所属）の質問に答えた。

特殊健康診断は、業務中に重金属などの有害物質を吸い込む危険性がある業務や、重労働で腰痛などを発症する危険性がある業務に就く職員に対して行われている。市によると、法定外

の特殊健康診断は昭和50年から始まり、ここ3年は年額で253万〜350万円を支出していた。

例えば「重金属類特別健康診断」では、ごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設の作業員に対して、尿検査でタングステンだけでなく、カドミウムや水銀の検出を調べたり、二次検査では肺活量の検査を行ったりしている。

三宅市議は「役所が法的対象となっていない職種で税金を投入するのは、理解を得られない」と強調した。